

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 ただいまから、令和 3 年日向市農業委員会 1 月定例総会を開会します。
いつも言っておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでいただきたいと思います。そして、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。
- それでは、まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、7 番委員、13 番委員を指名します。よろしくお願いします。
- 次に、日程第 2、議案審議に入ります。
- まず、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
- 本日は、このような形、変則的な形で総会を開催しております。コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにも、なるべく早く総会を終わらせようと思っておりますので、土地の所在地等についてはお読み取りください。事前に渡してありますので。その他、申請の住所等についても省かせていただきます。なるべく早く終わるように努めていきたいと思っております。よろしくお願いします。
- では、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」。
- 2 ページからをご覧ください。
- まず、受付番号の 1、譲渡人 3 名と、譲受人が社会福祉法人の理事長、法人につきましては、日向市で保育園を営んでいます。
- 今回、土地の所有者と話ができて、園児の農業体験のために農地を取得したいということで、申請がございました。社会福祉法人につきましては、農地法上の特例により、農地が取得できることになってます。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、番号の 2 です。
- 今回、農地の取得について双方とも話ができたということで、今回、申請となりました。理由は、規模の拡大で、相手方の要望となっております。売買による所有権移転です。譲受人につきましては、日向市で畜産業を営んでいる認定農業者でございます。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法第 2 項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、3 番、譲渡人、譲受人のお 2 人は親子関係にあります。譲受人が子供です。
- 今回、経営移譲年金の再設定ということで、年金を受給するために継続の再設定を行うものです。10 年以上前に譲渡人が年金を受給するときに、譲受人に使用貸借の設定をしていたものです。今回、期間の再延長等の再設定をするために申請となったものでございます。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の各号には該当しません。
- 以上 3 件、皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。

記 録

- 議長 | それでは、番号1番等の3番委員及び27番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 3番委員 | 3番委員です。問題ありません。
- 27番委員 | 27番委員です。別に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
それでは次に、番号2担当の7番委員及び15番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 7番委員 | 7番委員、問題ありません。
- 15番委員 | 15番委員、別に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号3担当の11番委員及び19番委員から補足があれば、説明をお願いします。
- 11番委員 | 11番委員です。問題ありません。
- 19番委員 | 19番委員です。問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
それでは、ただいまの説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
どうぞ。
- 14番委員 | 14番委員です。
受付番号1の件ですけれども、園児の農業体験のためということで、別にそれをどうこうとは言わないんですけれども、ただそのためにではちょっと面積が広いような感じもするんですが、ほかに何か園で考えておられるのか。ちょっとそのあたりの説明をお願いいたします。
- 議長 | 事務局、お願いします。
- 事務局 | 事務局です。
今、ご質問のあったとおり、この農業体験のための農地取得だけではなくて、これ以外に、農地の転用をということで5,900㎡ほど別に取得を考えております。
先月、12月に、農地転用の許可申請を出されてて、今、県に案件を申請中です。具体的には、農業用倉庫や、橋脚、橋とかですね、もしくは駐車場、ビオトープとか、そういったものをつくる予定です。また、この農業体験をするという農地については、既にミカンとかへべすとか、レモンとかそういったものが既に植えられております。
そういったところで、農地活用、収穫体験とかを行わせるために、今回、取得となった次第でございます。
以上です。
- 議長 | よろしいでしょうか。

記 録

- 1 4 番委員 はい、ありがとうございます。
そのあたりの補足説明が、若干先にあるとよかったのかなと思います。
はい、いいです。
- 議長 事務局、説明よろしいですか、もう。
- 事務局 はい。
- 議長 今ので、はい、よろしいですか。
- 1 4 番委員 はい。
- 議長 それでは、次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」。
8 ページ、9 ページをご覧ください。
- 委員 すみません、議長、議案は議決を採ったのでしょうか。
- 議長 申し訳ありません。
それでは、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。失礼いたしました。
次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」。
8 ページ、9 ページをご覧ください。
申請地は、日向市大字塩見です。申請人は保育園ににご勤務されてます。転用目的は、住宅及び車庫等です。
先日 27 日に、担当委員と一緒に、現地調査に行ってまいりました。申請地は既に住宅や駐車場になっておりました。つまり、今回、追認案件でございます。
お話を聞いたら、申請人の父が亡くなる前に、昭和 50 年代ですかね、そのときに家を造っていたということでした。当時のことはよく分からないということなので、もう亡くなっておられますので、取りあえず今回、こういった形で追認申請ということで上がっております。
申請人につきましては、現在、財光寺にお住まいです。この家は、既に買手が決まっておりますので、今回、農地法の 4 条申請を出されて、地目を変えた

記 録

- 事務局 後に売買したいということでご相談が上がっております。
農地法第4条第1項の規定による許可申請でございますが、同法の第2項の各号には該当しません。また、無断転用ではございますが、聞き取りをしましたが、これまでこの転用が上がったことによって、ほかの方から苦情とかご相談とかそういったものはないということでした。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1担当の2番委員及び20番委員から補足があれば、説明をお願いします。
なお、議案第6号の1、非農地証明願いについても、隣接地でありますので、2番委員及び20番委員の方は、併せて説明があればお願いいたします。
- 2番委員 2番委員です。27日に現地立会いを行いまして、そのいきさつも確認いたしました。問題ありません。
- 20番委員 同じく20番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号の1、申請地は、日向市大字財光寺です。12ページ、13ページの位置図をご覧ください。
譲受人につきましては、日向市内で塗装業を営んでいる個人事業主でございます。今回、塗装等で使う足場とか車とかの資材を置きたいということで、今回の申請となりました。権利の種類は、売買による所有権移転でございます。
周辺には、農地等はございますが、転用に当たっては埋立て等をするということですので、隣接する用水路等を埋めないように、27日のときに指導しております。
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございますが、同法の第2項の各号には該当いたしません。
続きまして、2番、土地の所在地は塩見です。譲渡人と譲受人につきましては、譲受人が譲渡人の孫になります。
今現在、平屋に譲受人がお住まいなんですけど、今回、親戚が住んでらっしゃる申請地、隣接地ですね、そこに帰ってきたいということで、今回の申請となりました。もう既に子供とかも小学校に通ってらっしゃるということなので、早めに家ができていいなということはおっしゃってございました。今回、

記 録

事務局	<p>祖父から土地を借りて分家住宅を造るという申請でございます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請してございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。 汚水とか排水につきましては、合併浄化槽を設置し、既設の側溝に放流いたしますので、周辺の農地には影響はないものと思われまます。 以上2件、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号1担当の4番委員及び28番委員から補足があれば、説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番委員です。別に問題ございません。</p>
28番委員	<p>28番委員です。申請地は、西側に用水路がありまして、その部分留意してくださいということでお願いしてきました。西側には田が、5年ぐらいも作っていないというふうな感じですか。特に問題ないと思ひます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号2担当の2番委員及び20番委員から補足があれば、説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。昨年から一応立会いとか説明とかいろいろ見ております。問題ありません。</p>
20番委員	<p>20番委員です。別に問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。 議案第4号の説明をする前に、すみません、1点、議案の修正をお願いいたします。 17ページなんですけど、番号の2の案件で、地目が畑と書いてありますが、作物は水稲と書いてあります。ご本人の申請だったので、そのまま記載してまいりましたが、よくよく現地を確認しましたところ、畑なので、お米は作れません。飼料作等をされるということで、ここは、飼料作に変更をよろしくお願ひいたします。 では、説明を行います。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設</p>

記 録

事務局	<p>定に係る農業委員会の決定について」。</p> <p>番号の155番、設定する利用権は、賃借権の設定で、田の合計が2筆で1,647㎡です。賃金は、10a当たり1万円。期間は1年間となっております。</p> <p>取りあえず1年間使ってみて、よければまた来年期間更新を行いたいということをおっしゃっていました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、156番、利用権の種類は、賃借権の設定、面積は、田が1筆の991㎡です。この1筆で、玄米60kgが賃借料です。水稻を作ります。期間が10年間となっております。</p> <p>利用権の設定を受ける者によると、体が続く限りは頑張るということをおっしゃっていました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可の申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、16ページの1番、利用権の設定をする者が相続人代表者です。田の地目が3筆で1,462㎡、畑が1筆の287㎡、合計が4筆で1,749㎡です。こちらの合計4筆で、玄米90kgで賃借権の設定を行うものです。</p> <p>事情を聞きましたら、利用権の設定をする者にも、なかなかこちらの農地に、耕作することできないということでした。父がこちらを引き継いで耕作をしたいということでした。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、2番、申請地は日向市美々津町です。賃借権の設定で、畑の合計が2筆で1,883㎡でございまして、借賃は、この2筆で2万円です。期間は3年間。水稻と書いてますが、さっき訂正したように飼料作をここで行います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。</p> <p>ちょっと戻りますけど、16ページの1番にですが、こちら地目が畑と書いてるのがあります。こちら確認しましたが、畑と書いてますが、実際は、水稻を作っておりますので、水稻でお願いいたします。</p> <p>では、以上、合計、4件ですね、そのご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号155担当の5番委員及び22番委員から補足あれば、説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>5番委員です。別にありません。</p>
22番委員	<p>22番委員です。特にありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に番号156担当の4番委員及び28番委員から補足があれば、説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番委員です。別に問題ございません。</p>
28番委員	<p>28番委員です。ちょっと気にかかったのが、さっき、元気なうちはやると</p>

記 録

28番委員 いう話だったんですが、10年間でいいのかどうかというのがちょっと気にかかったところです。それ以外は、特にありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号1担当の11番委員及び19番委員から補足があれば、説明をお願いします。

11番委員 11番委員です。特に問題ありません。

19番委員 19番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号2担当の17番委員から補足があれば、説明をお願いします。

17番委員 17番委員です。別に異議ありません。

議長 ありがとうございます。
今、質問がありました。
156番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。
利用権の設定を受ける者は、年齢も、たしか72歳か73歳ぐらいですね。
ご本人とも話をしました。利用権の設定をする者から、農地をつくってくれと頼まれて、つくろうと思いましたが。ただ、1年、2年じゃちょっと少ないし、五、六年が一番いいとという話だったんですが、10年でもいいと。もし途中でできなくなったら、農地は返すので、10年間にしたいということでした。80歳まで頑張る方もいらっしゃいます。10年間で設定いたしました。よろしくをお願いします。

議長 28番委員、よろしいでしょうか。

28番委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局 事務局です。
議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」。

記 録

事務局	<p>お手元の資料の20ページからをご覧ください。 20ページから31ページまで案件があります。 田の合計が35筆で1万9,014㎡、畑の合計が6筆で2,123㎡、合計が41筆の2万1,137㎡でございます。 全ての案件は、中間管理事業で、利用権設定をする者から利用権の設定を受ける者の農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社が借りるものです。期間も21年と長いです。こちらの案件につきましては、この後の報告で、公社が一旦借りて、この農地を市内の法人へ配分します。 皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第6号「非農地証明願いについて」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号「非農地証明願いについて」。 33ページをご覧ください。 番号の1、土地の所在地は、日向市大字塩見でございます。先日27日に担当委員と一緒に現地調査に行っていました。 先ほど議案第3号で説明させていただきました申請人の住宅の敷地の西側と、そして北側が、申請地になっております。現況は、竹山等で、かなり長い期間耕作をされていない山林の状態でございます。 証明内容にもありますとおり、10年以上耕作放棄されていて、かつ今後とも、将来的にも耕作する予定はないような土地でございました。 続きまして、2番、土地の所在地が、日向市大字幸脇でございます。面積は、田が3筆で2,406㎡、畑1筆の241㎡、合計が4筆で2,647㎡でございます。申請人の住所は、日向市大字平岩です。 こちら、27日の日に、担当委員と一緒に現地調査に行っていました。もう申請内容どおり、原野の状態でもう10年以上耕作放棄され、今後も農地として利用できないような土地でございました。 以上2件、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号1の補足説明につきましては、議案第2号で説明をいただきましたので、省略をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 次に、番号2担当の10番委員及び26番委員から補足があれば、説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>10番委員です。別に問題ないと思います。</p>
26番委員	<p>26番委員です。特に問題ありません。</p>

記 録

- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました2件につきまして、ほかに質疑等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手お願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第7号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 議案第7号「農地法第18条の規定による許可申請について」です。
38ページをご覧ください。
場所は、東郷町です。申請地のハウスを借人が借りて施設野菜を栽培していました。ただ、借人が体調等が悪く、農業続けられないということで、去年の10月31日に、この土地については返されたそうです。今回、そういった合意解約ができたということで、農業委員会にも通知がありましたので、本議案に提出させていただきました。
皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。よろしいですね。
それでは、ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手お願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告第1号から報告第5号について、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 報告に移る前に、30分たちましたので、扉を開けさせていただきます。空気の入替えを。
それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。
まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」であります。
議案書では39ページです。
届出の件数は2件、土地は、畑3筆で、面積は673㎡であります。転用の目的につきましては、駐車場でございます。
次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」であります。
議案書42ページです。
届出の件数は11件、土地は、田が3筆、畑10筆で、面積は5,153㎡

記 録

事務局長	<p>であります。転用目的につきましては、住宅用地、駐車場、そのほかとなっております。</p> <p>次に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。これは相続による農地の権利取得の届出でございます。</p> <p>47ページになります。</p> <p>届出の件数は5件、土地は、田が30筆、畑32筆で、面積は3万480.17㎡であります。</p> <p>次に、報告第4号「農地転用許可不要届について」であります。</p> <p>議案書では57ページになります。</p> <p>届出の件数は1件、59ページに記載しておりますように、送電線建設に伴う工事用として用いるものでございます。</p> <p>次に、報告第5号「農地中間管理事業に伴う農地配分計画について」であります。</p> <p>議案書では61ページです。</p> <p>これは市農業畜産課から提供された情報でございます。全部で4件、41筆、2万1,135㎡の農地配分が行われております。</p> <p>詳細につきましては、報告第5号別紙をご覧ください。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
27番委員	すみません、1点だけ。
議長	はい、どうぞ。
27番委員	<p>27番委員です。</p> <p>この議案書の中の48ページ、49ページの、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですけれども、相続ですけれども、この中で受付番号17番の日向市大字富高の畑です。それから、次のページ、これは中間管理機構に、営農組合で入っております。あっせんの有無で上がってるものですから、この前、組合長らにと相談をしまして、一応その報告だけをしていただけないかということで、中間管理機構に入ってる分については、名義の変更は、もう組合長らが農業畜産課と連携して手続を進めるというような話です。</p> <p>ですから、日向市大字富高の2枚については、私が今耕作しております。中間管理機構からですね。それと、日向市大字富高については、営農組合の栗園が中間管理機構から借り受けて、栗を植えております。それと、日向市大字富高については、地元の農家が耕作しております。中間管理機構から。その下の3枚については中間管理機構に入っていないんですけども、富高の方が作付をしています。</p> <p>ですから、あっせんの部分については、また、事務局に話があると思いますので、その件につきましてはよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。分かりました。</p> <p>事務局。今の点について。</p>
事務局	<p>全く知りませんでしたので、ありがとうございます。</p> <p>またそういった話等がありましたら、対応いたしたいと思っております。</p>

記 録

議長 | では、よろしいですね。
ほかに質問等はありませんでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、全ての会議の日程を終了しますと
ともに、議長の任を解かせていただきます。
本日は、ご協力ありがとうございました。

記 録

令 和 3 年 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和3年1月29日 (火)

令和3年1月農業委員会定例総会議事録

令和3年1月農業委員会定例総会を令和3年1月29日（火）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	7番	松木親則
8番	甲斐英教	9番	山本孝志
10番	溝口秀樹	11番	海野善文
12番	寺原勝	13番	安藤嘉弥
14番	田原千春		

欠席委員（1名）

6番 鈴野浅夫

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（8名）

15番	黒木藤市	17番	黒木幸義
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
22番	山口佐知男	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康

事務局出席者

事務局 長	黒木秀樹	事務局 長 補 佐	斧由美
農地 係 長	野別浩三		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

7番 13番

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る
農業委員会の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業
に係る農業委員会の決定について

議案第6号 非農地証明願いについて

議案第7号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第4号 農地転用許可不要届について

報告第5号 農地中間管理事業に伴う農地配分計画について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

7 番 印

13 番 印